

福島県パートナーシップ制度

令和6年9月2日スタート

福島県パートナーシップ制度とは

福島県では、県民一人一人が個人として尊重され、それぞれが選んだ生き方を認め合い、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現を目指し、「福島県パートナーシップ制度」を始めます。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が、協力して共同生活を行う関係であることを届け出し、県がその届出を受理したことを証明する制度です。

また、家族として日常の生活を協力し合う関係

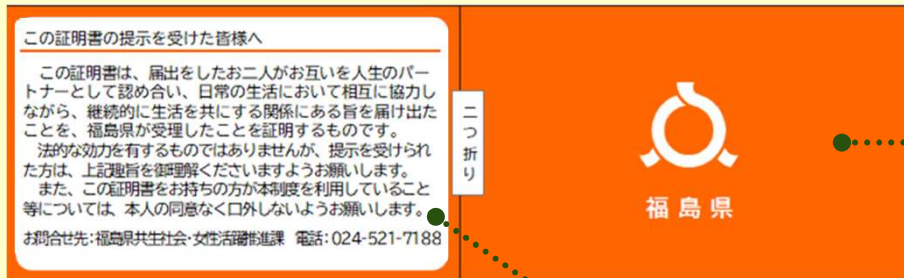
(ファミリーシップ)にあるお二人又は一方の子、親などの近親者等を受理証明書に記載することができます。

法律上の婚姻とは異なり、法的な効力が生じるものではありませんが、婚姻が認められていない戸籍上同性のカップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルが家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減し、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを進めるものです。

受理証明書

届出をしたお二人に、「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を交付します。

【受理証明書イメージ】 (表面)



携帯しやすいカードサイズの証明書です(二つ折りにすると名刺と同じくらいの大きさです)。

アウティング(本人の同意を得ない第三者による暴露)への注意喚起を記載しています。

(裏面)

福島県パートナーシップ届出書受理証明書	
福島県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理したことを証明します。	
【本人】	【パートナー】
氏名: _____ (年 月 日生)	氏名: _____ (年 月 日生)
届出日: 年 月 日	
交付番号: 第 号	
証明日: 年 月 日	福島県知事 印
《特記事項》 ○ 緊急連絡先【この欄の記載は自由です。】 ※ 急病や怪我等で緊急の連絡が必要な場合は、パートナーへ連絡してください。また、パートナーとの面会を希望します。 (本人署名) _____ (パートナーの筆跡) _____ ○ 子、親、三親等内の近親者等 続柄: 氏名: _____ (年 月 日生) 続柄: 氏名: _____ (年 月 日生) 続柄: 氏名: _____ (年 月 日生) ○ 通称名を使用している場合の戸籍上の氏名 【本人】 _____ 【パートナー】 _____	

届出者とファミリーシップにある子や親などの近親者等の氏名を記載することができます。

通称名(社会生活上日常的に使用する氏名)を戸籍上の氏名と併せて使用することができます。

※ 受理証明書は2枚お渡ししますので、届出者お一人につき、1枚ずつお持ちください。

県民の皆様、事業者等の皆様へ

「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」は、制度を利用されるお二人の関係性を示すために使用するものです。法的な効力はありませんが、県民の皆様、事業者等の皆様におかれましては、受理証明書を提示した本制度の利用者が、婚姻している方々と同様のサービスや対応を受

けることができるよう、制度への御理解と御協力をお願いします。

また、受理証明書の提示を受けられた方は、本人の意思に反する個人情報の開示を行わないなど、適切な対応について御配慮いただきますよう、お願いします。

届出をすることができる方（お二人が以下の条件を満たす必要があります。）

- 1 成年に達していること(満18歳以上)
- 2 少なくとも一方が福島県内に住所を有していること(転入予定を含む)
- 3 民法における配偶者がいないこと
- 4 届出をする相手方以外の人とパートナーシップにないこと
- 5 届出者同士が民法により婚姻できない近親者でないこと
(パートナーシップに基づく養子縁組を除く)

※ 戸籍上の性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティを問いません。
同性のカップルや婚姻の届出をしていない異性のカップルを対象とします。
※ 国籍は問いません。

手続きの流れ

電子申請システムによる届出

- 1 提出書類(※)を準備し、画像データを作成
- 2 お一人が代表して「ふくしまポータル／行政手続きサービス」へアクセス
- 3 届出内容を入力し、画像データを添付して送信
- 4 県が届出の内容を確認し、受理証明書を郵送により交付(簡易書留・概ね2週間程度)

郵送による届出

- 1 提出書類※を準備
- 2 届出書の様式をホームページからダウンロードし、必要事項を記入
- 3 届出書と提出書類を郵送
- 4 県が届出の内容を確認し、受理証明書を郵送により交付(簡易書留・概ね2週間程度)

※ 提出書類は、住民票の写しや戸籍抄本、マイナンバーカード(写し)等です。詳しくは、ホームページに掲載の「福島県パートナーシップ制度利用の手引き」を御確認ください。

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/partnership-seido-kaishi.html>



利用できる県行政サービス

受理証明書の提示により、以下の県の行政サービスが利用できます。(R6.9.2現在)
今後、追加されるサービスにつきましては、県ホームページでお知らせいたします。

- | | |
|--------------------|------------|
| ○ 県営住宅への同居(入居申込) | ○ 住宅確保給付金★ |
| ○ 県立病院での病状説明等 | ○ 生活保護制度★ |
| ○ 犯罪被害者等に対する遺族見舞金等 | ○ DV相談の利用★ |

※ ★はこれまでも利用できたサービスです。(受理証明書の提示は不要)

【お問い合わせ先】

福島県 生活環境部 共生社会・女性活躍推進課

住所：福島県福島市杉妻町2-16 (〒960-8670)

電話：024-521-7188 メール：dei@pref.fukushima.lg.jp

URL：https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/

